

前橋市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める  
条例の制定について（議案第89号）

介護保険課

1 制定の理由

介護保険法の改正により、新たな介護保険施設として介護医療院が創設されたことに伴い、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める。

2 主な内容

(1) 介護医療院に置くべき従業者及びその員数は、医師及び看護師のほか、次のとおりとする。

ア 薬剤師 常勤換算方法で、介護医療院の入所者のうちⅠ型療養床（重篤な身体疾患を有する者、身体合併症を有する認知症高齢者等を入所させるためのもの）の利用者（Ⅰ型入所者）の数を150で除した数に、Ⅱ型療養床（Ⅰ型療養床以外のもの）の利用者（Ⅱ型入所者）の数を300で除した数を加えて得た数以上

イ 看護職員 常勤換算方法で、介護医療院の入所者の数を6で除した数以上

ウ 介護職員 常勤換算方法で、Ⅰ型入所者の数を5で除した数に、Ⅱ型入所者の数を6で除した数を加えて得た数以上

エ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 介護医療院の実情に応じた適当数

オ 栄養士 入所定員100以上の介護医療院にあっては、1以上

カ 介護支援専門員 1以上

キ 診療放射線技師 介護医療院の実情に応じた適当数

ク 調理員、事務員その他の従業者 介護医療院の実情に応じた適当数

(2) 介護医療院の施設の基準は、次のとおりとする。

ア 談話室 入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。

イ 食堂 内法による測定で、入所者1人当たり1平方メートル以上の面積を有すること。

ウ 浴室

(ア) 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(イ) 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

- エ レクリエーション・ルーム レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。
  - オ 洗面所 身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。
  - カ 便所 身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。
- (3) 介護医療院の構造設備の基準は、次のとおりとする。
- ア 介護医療院の建物は、耐火建築物とすること。ただし、一定の要件を満たす建物にあつては、準耐火建築物とすることができる。
  - イ 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。
  - ウ 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。
  - エ 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、医療法において病院又は診療所が求められる危害防止上必要な方法を講じること。
  - オ 階段には、手すりを設けること。
  - カ 廊下は、幅1.8メートル以上（中廊下の幅は、2.7メートル以上）とし、手すり及び常夜灯を設けること。
  - キ 入所者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。
  - ク 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- (4) 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
- ア 施設の目的及び運営の方針
  - イ 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - ウ 入所定員
  - エ 入所者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額
  - オ 施設の利用に当たっての留意事項
  - カ 非常災害対策
  - キ その他施設の運営に関する重要事項
- (5) 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

### 3 施行期日 公布の日